第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅩⅣの符号中「E_{22}＝0.200」を「E_{22}＝0.203」に、「E_{23}＝0.169」を「E_{23}＝0.172」に改め、E_{23}の次に次のように加える。

			E_{24}＝0.125

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅩⅣの符号F_n中「地域活性化事業債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式ⅩⅣの符号H_n中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に改め、同号算式ⅩⅣの符号中「I_{15}＝1.046」を「I_{15}＝1.063」に、「I_{16}＝1.077」を「I_{16}＝1.078」に、「I_{17}＝1.062」を「I_{17}＝1.063」に、「I_{18}＝1.062」を「I_{18}＝1.063」に、「I_{19}＝1.046」を「I_{19}＝1.047」に、「I_{20}＝1.046」を「I_{20}＝1.047」に、「I_{21}＝0.229」を「I_{21}＝0.891」に、「I_{22}＝0.200」を「I_{22}＝0.203」に、「I_{23}＝0.169」を「I_{23}＝0.172」に改め、同号算式ⅩⅣの符号I_{23}の次に次のように加える。

			I_{24}＝0.125

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅩⅣの符号中「K_{14}＝0.956」を「K_{14}＝0.955」に、「K_{15}＝1.029」を「K_{15}＝1.030」に、「K_{16}＝1.029」を「K_{16}＝1.030」に、「M_{14}＝0.956」を「M_{14}＝0.955」に、「M_{15}＝1.000」を「M_{15}＝1.015」に、「M_{16}＝1.029」を「M_{16}＝1.030」に、「O_{13}＝1.333」を「O_{13}＝1.500」に、「O_{14}＝0.833」を「O_{14}＝1.000」に、「O_{15}＝1.833」を「O_{15}＝2.250」に、「O_{16}＝2.000」を「O_{16}＝2.500」に、「O_{17}＝3.000」を「O_{17}＝4.000」に、「O_{18}＝3.000」を「O_{18}＝4.000」に、「O_{19}＝3.000」を「O_{19}＝4.500」に、「O_{20}＝2.667」を「O_{20}＝4.000」に、「O_{21}＝2.333」を「O_{21}＝3.500」に、「O_{22}＝2.167」を「O_{22}＝3.250」に、「Q_{13}＝1.333」を「Q_{13}＝1.500」に、「Q_{14}＝0.833」を「Q_{14}＝1.000」に、「Q_{15}＝1.833」を「Q_{15}＝2.250」に、「Q_{16}＝2.000」を「Q_{16}＝2.500」に、「Q_{17}＝3.000」を「Q_{17}＝4.000」に、「Q_{18}＝3.000」を「Q_{18}＝4.000」に、「Q_{19}＝3.000」を「Q_{19}＝4.500」に、「Q_{20}＝2.667」を「Q_{20}＝4.000」に、「Q_{21}＝2.333」を「Q_{21}＝3.500」に、「Q_{22}＝2.167」を「Q_{22}＝3.250」に改め、同号算式ⅩⅣの符号T_n中「地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式ⅩⅣの符号中「U_{15}＝1.077」を「U_{15}＝1.078」に、「U_{16}＝1.077」を「U_{16}＝1.078」に、「U_{17}＝1.062」を「U_{17}＝1.063」に、「U_{18}＝1.062」を「U_{18}＝1.063」に、「U_{19}＝1.046」を「U_{19}＝1.047」に、「U_{20}＝1.046」を「U_{20}＝1.047」に、「U_{21}＝0.229」を「U_{21}＝0.891」に、「U_{22}＝0.200」を「U_{22}＝0.203」に、「U_{23}＝0.169」を「U_{23}＝0.172」に改め、同号算式ⅩⅣの符号U_{23}の次に次のように加える。

			U_{24}＝0.125

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅩⅣの符号中「W_{15}＝1.077」を「W_{15}＝1.078」に、「W_{16}＝1.077」を「W_{16}＝1.078」に、「Y_{15}＝1.077」を「Y_{15}＝1.078」に、「Y_{16}＝1.077」を「Y_{16}＝1.078」に、「Y_{17}＝1.062」を「Y_{17}＝1.063」に、「Y_{18}＝1.062」を「Y_{18}＝1.063」に、「Y_{19}＝1.046」を「Y_{19}＝1.047」に、「Y_{20}＝1.046」を「Y_{20}＝1.047」に、「Y_{21}＝0.229」を「Y_{21}＝0.891」に、「Y_{22}＝0.200」を「Y_{22}＝0.203」に、「Y_{23}＝0.169」を「Y_{23}＝0.172」に改め、同号算式ⅩⅣの符号Y_{23}の次に次のように加える。

			Y_{24}＝0.125

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅩⅣの符号中「AA_{19}＝0.986」を「AA_{19}＝0.985」に、「AA_{20}＝0.986」を「AA_{20}＝0.985」に、「AA_{21}＝0.216」を「AA_{21}＝0.838」に、「AA_{22}＝0.188」を「AA_{22}＝0.191」に、「AA_{23}＝0.159」を「AA_{23}＝0.162」に改め、同号算式ⅩⅣの符号AA_{23}の次に次のように加える。

			AA_{24}＝0.118

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅩⅣの符号βの次に次のように加える。

			算式ⅩⅥ $\dfrac{\sum_{n=14}^{24}(B_n \times C_n) + \sum_{n=14}^{24}(D_n \times E_n)}{768円 \times A}$
			算式ⅩⅥの符号 A　測定単位の数値 B_n　地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額 C_{14}＝0.028 C_{15}＝0.031 C_{16}＝0.031 C_{17}＝0.031 C_{18}＝0.031 C_{19}＝0.030 C_{20}＝0.030 C_{21}＝0.026 C_{22}＝0.006 C_{23}＝0.005 C_{24}＝0.004 D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額 E_{14}＝0.019 E_{15}＝0.021 E_{16}＝0.021 E_{17}＝0.021 E_{18}＝0.020 E_{19}＝0.020 E_{20}＝0.020 E_{21}＝0.017 E_{22}＝0.004 E_{23}＝0.003 E_{24}＝0.002